

一般 茶業の現状について

須藤 有紀（みどり21）



〔Q〕 菊川茶海外輸出戦略協定に基づく取組の、現在までの実績と海外需要の傾向、実効性に関する市の見解は。

〔A〕 5月～8月末までの約3か月間の実績は、閲覧数1,178回、見送りなどの提出5件。現時点では販売には至っていないが、20か国以上のHP閲覧があり、抹茶を中心とした粉茶の問合せが多い傾向。実効性については、3年目あたりから売れ出す傾向が強いとのことなので、データの分析や改善を行い事業進捗に努めていく。

〔Q〕 民間と連携した、農地集積の問題解決に向けた市の展望は。

〔A〕 耕作者の混在を未然に防止するよう指導・助言を行っている。現在策定を進めている地域計画には担い手への農地集積・集約を位置づける予定。

〔Q〕 問合せがあった国の需要動向は。

〔A〕 インド2件、アラブ首長国連邦、メキシコ、サウジアラビアが1件ずつ、深蒸しティーバッグ200箱の

発送時の梱包サイズや重量確認があった。

〔Q〕 データが蓄積しニーズ把握する中で、市内茶業者だけでは課題解決が困難な場合、EnGAWAと連携した課題解決、マッチングについて考えは。

〔A〕 ニーズ把握も財産。それができれば課題も見えてくる。基本的には各工場で対応できるのが一番だが、内容によっては市やJAWAの協力、民間の力を借りた解決も想定される。大事なものはスピード感。今、EnGAWAのほうでも「菊川チャレンジビジネスコンテスト」の中で、お茶についてテーマとして特出しをしている。



議会豆知識



「会計年度」

地方公共団体の収入・支出の計算を区分整理して、その関係を明確にするために設置された一定の期間のことという。（地方自治法208条）この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

会計年度は、地方公共団体の収入・支出の区切りをなす期間で、他の年度に対して明確にする必要がある。したがって自治法では、各会計年度における歳入は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬ（地方自治法208条2項）とし、「会計年度独立の原則」をとっている。

収入・支出の執行は、年度経過後は禁止されるが、会計年度経過前（3月31日まで）になされた調定又は支出負担行為に基づく出納については、出納整理期間（4月1日から5月31日まで）が設けられ、その期間の終日までは出納行為はできる。

会計年度独立原則の例外に、継続費の通次繰越し、繰越明許費、事故繰越し、過年度収入、過年度支出、前年度剰余金の受け入れ、翌年度歳入の繰上充用等がある。

《皆さまの声を聴かせください》

もれなく菊川市議会特製 “きくのんクリアファイル” をプレゼント!!

- メール gikai@city.kikugawa.shizuoka.jp
- FAX (0537) 35-2116
- 郵送先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

※議会への要望や意見なども受け付けています。
※クリアファイルの郵送のため、住所と連絡先も記載ください。



メール送信はこちらのQRコードを読み取ると便利です。

投稿者より

表紙の棚田の写真がとてもきれいでしたね。特集を読み、多くの人が関わり、海外からも注目をあびている事を知りました。一度自分の眼でみてみたいと思いました。

傍聴者より

身近な議題が有り参加して良かった。

傍聴者より

市政の実績や課題を知る大変勉強になるものでした。

みんなの声